

捨てるものはありません

不用品リサイクル促進事業

四月一日から開始です

皆さんの家庭で使われなくなったものは、捨てられてしまえば、ただのゴミです。しかし、ある人にとつて不用品でも、別の人には、まだまだ役立つ物もたくさんあります。

使われなくなった不用品を、もう一度使うリサイクル活動の場として「不用品リサイクル促進事業」が、四月一日から始まります。皆さんもこの事業に積極的に参加してください。

リサイクルのススメ!

粗大ゴミの回収日。いつもの見慣れた光景ですが、とても不用品とは思われない物までが捨てられています。テレビで流行の「お宝」まで惜しげもなく捨てられていることがあります。

リサイクル活動は、アルミ缶や牛乳パックの回収などが次第に定着してきました。市の行う資源回収事業やクリーンキャンペーンも、皆さんのご協力で実績をあげています。

リサイクルの方法には、こうした「資源回収」の方法と不用品交換会やフリーマーケットなどによる「再利用」の方法があります。

リサイクルには、ゴミの減量化、

資源の再利用などさまざまな利点があります。市もゴミ問題に対しては、積極的に取り組んでいます。皆さんも、一人ひとり「使い捨て」という意識を変えて、良い物を長く、大切に使うよう努めてください。

登録カードで申請

月刊リサイクルに掲載

市では、四月一日から不用品を再利用する活動として「不用品リサイクル促進事業」を開始します。家庭でいらなくなった物や欲しい物の情報を交換することで、譲りたい人、譲ってほしい人の橋渡しをする制度です。

こんな不用品、物置で眠っていますか

家具、スポーツ用品、

電気製品、楽器

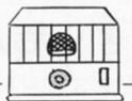
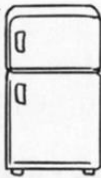
レジャー用品、

台所用品、

自転車、学用品、

子供服、ベビー

用品等



不用品リサイクル

促進事業の流れ

- ① 不用品の提供、譲受の希望者は、登録カード（市役所、勤労福祉会館、各市民センターほかに常備）に記入して、市役所生活環境課に申請してください。
- ② 登録カード一枚につき一品目で、毎月十日が締切りです。登録の可否は、はがきまたは電話でご連絡します。
- ③ この登録カードをもとに、不用品の提供希望者、譲りたい、譲り受けた人の情報を雑誌「月刊リサイクル」に掲載していきます。
- ④ 月刊リサイクルの掲載期間は三カ月です。希望があれば、さらに三カ月間掲載します。
- ⑤ 月刊リサイクルの記事を読んだ人から連絡があります。交渉は、各自で行ってください。
- ⑥ 交渉が成立したら生活環境課へ報告してください。

これが登録カード

譲り出す側（提供希望者）		譲り受け側（希望者）	
氏名	〒	氏名	〒
住所		住所	
TEL		TEL	
希望品		希望品	
譲渡希望時期		譲渡希望時期	
譲渡希望場所		譲渡希望場所	
備考		備考	
住所		住所	
氏名		氏名	

※ 譲り出す側は、登録できます。
 ※ 譲り受け側は、譲り受けたいものを選択してください。
 ※ 譲り受け側は、譲り受けたいものを必ずお申し込みください。
 ※ 譲り受け側は、譲り受けたいものを必ずお申し込みください。